

○ 太田市外三町広域清掃組合財政調整基金に関する条例

平成 16 年 4 月 1 日

条 例 第 3 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号

改正 平成 21 年 10 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 24 年 11 月 1 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 太田市外三町広域清掃組合の施設の更新整備その他財源に不足を生じたときの財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は 10 億円を上限とする。

2 管理者は、必要があると認めるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われるときは、基金の額に、当該積立額相当額を増加したものとする。

(準用規定)

第 3 条 この基金の管理及び処分に関しては、太田市財政調整基金に関する条例（平成 17 年太田市条例第 83 号）の例による。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。